

令和7年12月

## 第143回丹波市議会定例会議案書

人事案件は  
白ページにしています。 (P1)



議案第91号

市有財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 無償貸付する財産

土地

所在	面積
丹波市柏原町柏原字北萩野1035番3	55.34m <sup>2</sup>
丹波市柏原町柏原字新町端南1057番1	842.86m <sup>2</sup>
合計 2筆	898.20m <sup>2</sup>

建物

名称	構造	延床面積
旧近畿農政局小野統計・情報センター丹波庁舎	鉄筋コンクリート造2階建	373.47m <sup>2</sup>

2 無償貸付の相手方

名称 株式会社 ウイング神姫

代表者 代表取締役社長 池内 康二

所在地 兵庫県宍粟市山崎町山田80番地2

3 無償貸付の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第92号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市行政組織条例の一部を改正する条例

丹波市行政組織条例（平成16年丹波市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条に次の2号を加える。

(7) 入札に関すること。

(8) 検査に関すること。

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（丹波市入札監視委員会設置条例の一部改正）

2 丹波市入札監視委員会設置条例（平成23年丹波市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第12条中「入札検査部」を「財務部」に改める。

議案第93号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(丹波市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 丹波市職員の給与に関する条例(平成16年丹波市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

第32条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加える。

第35条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第7条関係) 行政職給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
前再任	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時間勤務	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
時外勤務	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
員外勤務	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員外勤務	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
員外勤務	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
員外勤務	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
員外勤務	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100

10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600
11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100
12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600
13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100
14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400
15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700
16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900
17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100
18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400
19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700
20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900
21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100
22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900
23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700
24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500
25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100
26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700
27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300
28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900
29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600
30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400
31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800
32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	

52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
86	266, 200	305, 800	355, 700				
87	266, 500	306, 100	356, 100				
88	266, 800	306, 400	356, 500				
89	267, 100	306, 700	356, 700				
90	267, 400	307, 000	357, 100				
91	267, 700	307, 300	357, 500				
92	268, 000	307, 600	357, 900				
93	268, 300	307, 800	358, 100				

94		308, 000	358, 400					
95		308, 300	358, 800					
96		308, 700	359, 100					
97		308, 900	359, 400					
98		309, 200	359, 800					
99		309, 500	360, 200					
100		309, 900	360, 600					
101		310, 100	361, 100					
102		310, 400	361, 500					
103		310, 700	361, 900					
104		311, 000	362, 300					
105		311, 200	362, 800					
106		311, 500	363, 200					
107		311, 800	363, 500					
108		312, 100	363, 800					
109		312, 300	364, 200					
110		312, 600						
111		313, 000						
112		313, 300						
113		313, 500						
114		313, 700						
115		314, 000						
116		314, 400						
117		314, 600						
118		314, 800						
119		315, 100						
120		315, 400						
121		315, 700						
122		315, 900						
123		316, 200						
124		316, 500						
125		316, 800						
定年 前 再 任 短 間 勤 務 職 員		200, 300	227, 800	269, 500	290, 100	305, 700	331, 900	374, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2 (第7条関係) 医療職給料表

(単位: 円)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額
1	470, 300	566, 200
2	472, 300	572, 300
3	474, 200	577, 400
4	476, 100	582, 100
5	477, 500	586, 400
6	479, 200	590, 700
7	481, 000	594, 100
8	482, 800	597, 000
9	484, 600	599, 500
10	486, 300	601, 800
11	488, 100	604, 100
12	489, 900	606, 400
13	491, 700	608, 700
14	493, 400	611, 000
15	495, 200	613, 300
16	497, 000	615, 600
17	498, 800	617, 900
18	500, 700	620, 200
19	502, 600	622, 500
20	504, 500	624, 800
21	506, 400	627, 100
22	508, 100	629, 400
23	509, 900	631, 700
24	511, 700	634, 000
25	513, 300	636, 300
26	515, 100	638, 600
27	516, 900	640, 900
28	518, 400	
29	519, 800	
30	521, 500	
31	523, 300	
32	525, 000	
33	526, 500	
34	527, 800	
35	529, 100	
36	530, 400	
37	531, 400	
38	532, 700	
39	534, 000	
40	535, 300	

41	536,300
42	537,100
43	537,900
44	538,700
45	539,600
46	540,400
47	541,200
48	541,900
49	542,700
50	543,500
51	544,200
52	545,100
53	546,000
54	546,800
55	547,700
56	548,600
57	549,400
58	550,200
59	551,000
60	551,700
61	552,500
62	553,400
63	554,300
64	555,200
65	556,000
66	556,900
67	557,800
68	558,700
69	559,500
70	560,400
71	561,300
72	562,200
73	563,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

第2条 丹波市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「55,000円」を「150,000円」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 前項第2号に掲げる職員 6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額

第20条第2項第3号中「55,000円」を「150,000円」に改める。

第32条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100

分の72.5」を「、「100分の71.25」に改める。

第35条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

附則中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

(丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年丹波市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	円 405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000
7	893,000

第9条第2項中「「100分の95」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と」を、「「100分の77.5」と」の次に「、「100分の107.5」とあるのは「100分の100」と」を加える。

第4条 丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の77.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の100」を「100分の88.75」に改める。

(丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年丹波市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、第4項」を「及び第4項」に改める。

第22条第1項中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき」を削り、「地域手当の月額」を「地域手当の月額の合計額」に、「それぞれその基準日（」を「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（」に、「平均額」を「平均額）」に改める。

第22条の2第1項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき」を削り、「それぞれその基準日（」を「報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあっては、基準日（」に、「平均額」を「平均額）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係） 行政職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100

39	247, 600	281, 800
40	248, 400	282, 500
41	249, 200	283, 200
42	249, 900	283, 900
43	250, 500	284, 600
44	251, 100	285, 300
45	251, 800	286, 000
46	252, 400	286, 600
47	253, 000	287, 300
48	253, 600	287, 900
49	254, 100	288, 600
50	254, 700	289, 200
51	255, 300	289, 900
52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400

81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800
108		312, 100
109		312, 300
110		312, 600
111		313, 000
112		313, 300
113		313, 500
114		313, 700
115		314, 000
116		314, 400
117		314, 600
118		314, 800
119		315, 100
120		315, 400
121		315, 700
122		315, 900

123		316, 200
124		316, 500
125		316, 800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度

任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係） 医療職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	470, 300	566, 200
2	472, 300	572, 300
3	474, 200	577, 400
4	476, 100	582, 100
5	477, 500	586, 400
6	479, 200	590, 700
7	481, 000	594, 100
8	482, 800	597, 000
9	484, 600	599, 500
10	486, 300	601, 800
11	488, 100	604, 100
12	489, 900	606, 400
13	491, 700	608, 700
14	493, 400	611, 000
15	495, 200	613, 300
16	497, 000	615, 600
17	498, 800	617, 900
18	500, 700	620, 200
19	502, 600	622, 500
20	504, 500	624, 800
21	506, 400	627, 100
22	508, 100	629, 400
23	509, 900	631, 700
24	511, 700	634, 000
25	513, 300	636, 300
26	515, 100	638, 600
27	516, 900	640, 900
28	518, 400	
29	519, 800	
30	521, 500	
31	523, 300	
32	525, 000	
33	526, 500	

34	527,800
35	529,100
36	530,400
37	531,400
38	532,700
39	534,000
40	535,300
41	536,300
42	537,100
43	537,900
44	538,700
45	539,600
46	540,400
47	541,200
48	541,900
49	542,700
50	543,500
51	544,200
52	545,100
53	546,000
54	546,800
55	547,700
56	548,600
57	549,400
58	550,200
59	551,000
60	551,700
61	552,500
62	553,400
63	554,300
64	555,200
65	556,000
66	556,900
67	557,800
68	558,700
69	559,500
70	560,400
71	561,300
72	562,200
73	563,000

備考 この表は、診療所に勤務する医師のうちフルタイム会計年度任用職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係） 技能労務職給料表

(単位：円)

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	198,200	217,300
2	199,900	218,800
3	201,600	220,300
4	203,300	221,800
5	205,000	223,200
6	206,700	224,600
7	208,300	226,000
8	209,900	227,400
9	211,500	228,800
10	213,000	229,800
11	214,500	230,900
12	215,900	232,000
13	217,300	233,000
14	218,800	233,800
15	220,300	234,700
16	221,800	235,500
17	223,200	236,400
18	224,600	237,200
19	226,000	238,000
20	227,400	238,800
21	228,800	239,600
22	229,800	240,100
23	230,900	240,600
24	232,000	241,100
25	233,000	241,700
26	233,800	242,200
27	234,700	242,700
28	235,500	243,200
29	236,400	246,400
30	237,200	247,100
31	238,000	247,800
32	238,800	248,400
33	239,600	249,100
34	240,100	249,500
35	240,600	250,000
36	241,100	250,400
37	241,700	250,900
38	242,200	251,300

39	242, 700	251, 800
40	243, 200	252, 200
41	246, 400	252, 500
42	247, 100	252, 800
43	247, 800	253, 100
44	248, 400	253, 400
45	249, 100	260, 400
46	249, 500	261, 300
47	250, 000	262, 200
48	250, 400	263, 100
49	250, 900	264, 100
50	251, 300	265, 000
51	251, 800	266, 000
52	252, 200	266, 900
53	252, 500	267, 800
54	252, 800	268, 600
55	253, 100	269, 300
56	253, 400	269, 700
57	260, 400	270, 300
58	261, 300	270, 700
59	262, 200	271, 100
60	263, 100	271, 500
61	264, 100	271, 900
62	265, 000	272, 400
63	266, 000	272, 900
64	266, 900	273, 500
65	267, 800	274, 200
66	268, 600	274, 800
67	269, 300	275, 400
68	269, 700	276, 200
69	270, 300	277, 000
70	270, 700	277, 700
71	271, 100	278, 200
72	271, 500	278, 900
73	271, 900	279, 700
74	272, 400	280, 400
75	272, 900	281, 100
76	273, 500	281, 700
77	274, 200	282, 400
78	274, 800	283, 100
79	275, 400	283, 800
80	276, 200	284, 400

81	277, 000	291, 600
82	277, 700	292, 300
83	278, 200	293, 000
84	278, 900	293, 500
85	279, 700	294, 100
86	280, 400	294, 700
87	281, 100	295, 300
88	281, 700	295, 800
89	282, 400	296, 300
90	283, 100	296, 900
91	283, 800	297, 500
92	284, 400	297, 900
93	291, 600	298, 300
94	292, 300	298, 800
95	293, 000	299, 200
96	293, 500	299, 500
97	294, 100	299, 900
98	294, 700	300, 300
99	295, 300	300, 700
100	295, 800	301, 000
101	296, 300	301, 300
102	296, 900	301, 700
103	297, 500	302, 100
104	297, 900	302, 400
105	298, 300	302, 700
106	298, 800	303, 100
107	299, 200	303, 400
108	299, 500	303, 800
109	299, 900	304, 100
110	300, 300	304, 600
111	300, 700	305, 000
112	301, 000	305, 500
113	301, 300	306, 000
114	301, 700	306, 400
115	302, 100	306, 900
116	302, 400	307, 400
117	302, 700	321, 600
118	303, 100	322, 800
119	303, 400	323, 700
120	303, 800	324, 900
121	304, 100	326, 100
122	304, 600	327, 200

123	305, 000	328, 200
124	305, 500	329, 200
125	306, 000	330, 300
126	306, 400	331, 400
127	306, 900	332, 400
128	307, 400	333, 400
129	307, 900	334, 500
130	308, 500	335, 600
131	309, 100	336, 600
132	309, 800	337, 700
133	310, 300	338, 800
134	310, 800	339, 800
135	311, 400	340, 800
136	311, 900	341, 800
137	312, 800	342, 700
138	313, 700	343, 700
139	314, 700	344, 700
140	315, 700	345, 600
141	316, 100	346, 600
142	316, 900	347, 600
143	317, 700	348, 600
144	318, 400	349, 600
145	318, 900	350, 600
146	319, 700	351, 500
147	320, 500	352, 400
148	321, 300	353, 300
149	321, 700	354, 100
150	322, 600	355, 000
151	323, 600	355, 900
152	324, 500	356, 900
153	325, 200	357, 900
154	326, 100	358, 800
155	326, 800	359, 700
156	327, 600	360, 600
157	328, 100	361, 500
158	328, 900	362, 300
159	329, 700	363, 100
160	330, 300	363, 900
161	330, 900	364, 700
162	331, 500	365, 400
163	332, 100	366, 100
164	332, 700	366, 900

165	333,200	367,700
166	333,800	368,300
167	334,300	368,800
168	334,800	369,400
169	335,100	369,700
170	335,700	370,500
171	336,300	371,200
172	336,700	371,900
173	337,200	372,200
174	337,800	372,800
175	338,500	373,300
176	338,900	373,800
177	339,000	374,300
178	339,600	374,800
179	340,100	375,300
180	340,500	375,800
181	340,600	376,200
182	341,300	376,700
183	341,800	377,300
184	342,500	377,800
185	342,800	378,300
186	343,300	
187	343,700	
188	344,100	
189	344,300	
190	344,700	
191	345,200	
192	345,700	
193	346,200	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度

任用職員に適用する。ただし、第29条に規定する会計年度任用職員を除く。

第6条 丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第3項第2号を次のように改める。

(2) 給与条例第20条第1項第2号に掲げる職員 3,160円を超えない範囲内で自動車等(同号に規定する自動車等をいう。)の使用距離の区分に応じて規則で定める額

#### 附 則

##### (施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の丹波市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定、第3条の規定による改正後の丹波

市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定及び第5条の規定による改正後の丹波市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次条において「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の丹波市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の丹波市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第94号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市市民プラザ  
位 置 丹波市氷上町本郷300番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 一般社団法人 コミュニティエデュー  
代表者 代表理事 西尾 征樹  
所在地 大阪府和泉市山荘町三丁目5番2号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第95号

丹波市立文化ホール条例の全部を改正する条例の制定について

丹波市立文化ホール条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立文化ホール条例

丹波市立文化ホール条例（平成16年丹波市条例第82号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 広く市民の文化芸術活動に対する意識の高揚を図り、もって生涯学習の振興に資するため、丹波市立文化ホール（以下「文化ホール」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 文化ホールの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市立春日文化ホール	丹波市春日町黒井496番地2
丹波市立ライフピアいちじま大ホール	丹波市市島町上田814番地

（指定管理者による管理）

第3条 文化ホールの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項に規定する指定管理者の指定に係る手続等は、丹波市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年丹波市条例第3号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化ホールの利用の許可に関する業務
- (2) 文化ホールの維持、管理及び運営に関する業務
- (3) 文化ホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者の管理の期間）

第5条 指定管理者が文化ホールの管理を行う期間は、5年以内とし、指定管理者の指定の際にこれを定める。ただし、再指定を妨げない。

（開館時間）

第6条 文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、前項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 文化ホールの休館日は、次のとおりとする。

(1) 月曜日（月曜日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定に関わらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用の許可)

第8条 文化ホールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可に文化ホールの管理上必要な範囲内で条件を付することができます。

(利用許可の制限)

第9条 指定管理者は、文化ホールを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 文化ホールの施設若しくは設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 第8条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備等の制限)

第11条 利用者は、文化ホールを利用するに当たり、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、文化ホールの利用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 第8条第2項の規定による許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 第9条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金等)

第13条 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定

管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

- 3 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。  
(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。  
(利用料金の不還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことのできない理由その他市長が相当の理由があると認める場合は、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て、その全部又は一部を還付することができる。  
(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設の利用を終えたとき又は第12条第1項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第17条 故意又は過失により文化ホールの施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(販売行為等の制限)

第18条 文化ホール又はその敷地内において物品の販売その他これに類する行為をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならぬ。

- 2 前項の規定による許可を受けた者は、指定管理者が定める期日までに、売上金額の100分の10に相当する額を指定管理者に納付しなければならない。

(管理運営費等の負担)

第19条 文化ホールの管理運営に必要な経費は、指定管理者の負担とする。ただし、行政財産としての保全上その他正当な理由により指定管理者に負担させることが適当でないと認めるものは、市の負担とする。

(指定管理者の不在等の場合における管理)

第20条 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合その他指定管理者が不在等となった場合は、指定管理者が不在等となった日から新たに指定管理者による管理が開始し、又は管理の業務の停止を命じた期間が終了するときまでの期間においては、第3条の規定にかかわらず、市長が文化ホールの管理を行うものとする。この場合において、市長は、利用者から別表第1及び別表第2に掲げる額を使用料として徴収する。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の丹波市立文化ホール条例の規定によりな

された処分、手続その他の行為は、改正後の丹波市立文化ホール条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

- 3 改正後の第3条の規定による指定管理者の指定及び第8条の規定による利用の許可並びにこれらに関し必要な手續その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1（第13条関係）

春日文化ホール

(消費税含む。)

区分及び単位		金額
ホール	午前9時から正午まで	11,200円
	午後1時から午後5時まで	15,270円
	午後6時から午後10時まで	15,270円
	午前9時から午後5時まで	31,570円
	午後1時から午後10時まで	35,640円
	午前9時から午後10時まで	51,940円
会議室	1時間当たり	冷暖房を使用する場合 310円 冷暖房を使用しない場合 150円
控室	1時間当たり	冷暖房を使用する場合 310円 冷暖房を使用しない場合 150円
楽屋（1室）	1時間当たり	冷暖房を使用する場合 310円 冷暖房を使用しない場合 150円

ライフピアいちじま大ホール

(消費税含む。)

区分及び単位		金額
大ホール	午前9時から正午まで	9,160円
	午後1時から午後5時まで	12,220円
	午後6時から午後10時まで	12,220円
	午前9時から午後5時まで	25,460円
	午後1時から午後10時まで	28,510円
	午前9時から午後10時まで	40,740円
楽屋（1室）	1時間当たり	冷暖房を使用する場合 310円 冷暖房を使用しない場合 150円
スタジオ	1時間当たり	冷暖房を使用する場合 310円 冷暖房を使用しない場合 150円

備考

- 1 ホール又は大ホールを準備のために利用する場合は、当該利用の時間帯における利用料金に100分の30を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とし、練習又はリハーサルのために利用する場合は、当該利用の時間帯における利用料金に100分の60を乗じて得た額（10円未満の端数は切り捨てる。）とする。
- 2 会議室、控室及び楽屋のみの利用は、できないものとする。
- 3 スタジオは、大ホールにおいて本番の利用がある場合及び機材の調整

を要する場合は、利用できないものとする。

- 4 ホール又は大ホールにおいて利用時間を延長する場合にあっては、当該延長した時間が30分以上1時間以内であるときは1時間、30分未満のときは切り捨てるものとし、1時間につき午前9時から正午までの利用料金を3で除して得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を当該利用の時間帯における利用料金に加算する。ただし、当該延長する時間が1時間若しくは開館時間を超え、又はその時間帯において他者の利用がある場合は、延長できないものとする。

- 5 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額(10円未満の端数は切り捨てる。)を加算した額とする。

別表第2（第13条関係）

附属設備利用料

(消費税含む。)

区分		単位	金額	備考
ホー ル、 大ホ ール	舞台 設備	所作台	1式	7,430円 春日文化ホール
		金屏風	1双	1,520円
		平台（箱馬、木台及び開き足を含む。）	1枚	100円
		音響反射板	1式	3,150円
		演台	1台	300円
		司会者台	1台	200円
		指揮台	1台	200円
		指揮者用譜面台	1台	200円
		リノリウム	1式	2,540円
		ジョーゼット幕	1式	1,010円
映像 設備	映像 設備	ビデオプロジェクター	1台	1,730円
		16ミリ映写機	1台	1,010円
		スクリーン設備	1式	1,010円
		B Dプレーヤー又はD V Dプレーヤー	1台	1,520円
音響 設備	音響 設備	ワイヤレスマイク（ハンド型又はタイピン型）	1本	500円
		ヘッドセットユニット	1台	100円
		マイクロホン	1本	500円
		音楽再生機器	1台	400円
その 他	その 他	グランドピアノ（スタインウェイD-274）	1台	9,570円 ライフピアいちじま大ホール
		グランドピアノ（ヤマハC F III）	1台	5,290円 春日文化ホール
		グランドピアノ（ヤマハG 5 E）	1台	2,950円 春日文化ホール
		グランドピアノ（ヤマハC 6）	1台	2,950円 ライフピアいちじま大ホール

		ドライアイスマシン	1台	1,830円	
照明 設備 ・照 明器 具	Aセット (反響板利用時)	Aセット (反響板利用時)	1式	4,580円	天板ライト、サスペンションライト、シリングライト一式
		Bセット	1式	7,840円	Aセット及びホリゾントライト一式、フロントサイドスポットライト一式
	ピンスポットライト	1台	1,010円		
	スポットライト(1kW)	1台	300円		
	ムービングヘッド	1台	3,150円		ライフピアいちじま大ホール
	演出照明器具A(500W)	1台	200円		
	演出照明器具B(1kW)	1台	300円		
	演出照明器具C(LED)	1台	200円		
	持込電気器具用コンセント(1kW)	1kw	300円		
スタジオ	音響 機器	ヴォーカルマイクセット	1式	310円	ライフピアいちじま大ホール
		ドラムセット	1台	180円	ライフピアいちじま大ホール
		キーボード	1台	180円	ライフピアいちじま大ホール
		アンプ(ギター、ベース又はキーボード用)	1台	180円	ライフピアいちじま大ホール

備考 附属設備の利用料金は、利用した時間にかかわらず、1日につき1回として算定する。

議案第96号

丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館の廃止について

丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定により、同意を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設名 丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館

2 所在地 丹波市市島町上田1139番地

3 用途 スポーツ施設

4 廃止年月日 令和8年4月1日

議案第97号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1 丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館の項を削る。

別表第2 丹波市立三ツ塚ふれあいセンター愛育館の表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第98号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例

丹波市立スポーツ施設条例（平成16年丹波市条例第94号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

丹波市立愛育ピアいちじま	丹波市市島町上田448番地1
--------------	----------------

別表第2に次のように加える。

丹波市立愛育ピアいちじま

施設使用料

(消費税含む。)

施設名	単位	金額		備考
		市内	市外	
アリーナ	1時間	660円	1,320円	(1) 面積の2分の1以下を使用する場合は、左欄に掲げる額の半額とする(以下同じ。)。 (2) 営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
	冷暖房 1時間	全面を使用する場合	2,090円	
		半面以下を使用する場合	1,040円	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。  
(準備行為)
- 第3条の規定による使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第99号

丹波市買戻し特約財源基金条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市買戻し特約財源基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市買戻し特約財源基金条例の一部を改正する条例

丹波市買戻し特約財源基金条例（平成18年丹波市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「丹波市内の工業用地」を「普通財産」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第100号

市有財産の売払いについて

次のとおり財産を売り払うことについて、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 売払財産

土地

所在	面積
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番4	990m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番9	1,071m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番11	1,431m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番18	4,925m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4046番20	1,303m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4050番	487m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4051番1	5,327m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4051番4	670m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4052番2	253m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番	25,352m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番2	12,496m <sup>2</sup>
丹波市山南町谷川字拾弐間口4065番6	1,632m <sup>2</sup>
合計 12筆 55,937m <sup>2</sup>	

建物（旧山南中学校）

名称	構造	延床面積
校舎	鉄筋コンクリート造3階建	2,695.00m <sup>2</sup>
校舎	鉄筋コンクリート造2階建	1,534.00m <sup>2</sup>
体育館	鉄筋コンクリート造2階建	1,231.00m <sup>2</sup>
倉庫	コンクリートブロック造1階建	38.00m <sup>2</sup>
体育倉庫	コンクリートブロック造1階建	48.00m <sup>2</sup>
給食室	鉄筋コンクリート造1階建	132.00m <sup>2</sup>
プロパン庫	鉄骨造1階建	14.00m <sup>2</sup>
倉庫	鉄骨造1階建	65.00m <sup>2</sup>
便所	鉄骨造1階建	19.00m <sup>2</sup>
プール付属棟	コンクリートブロック造1階建	18.00m <sup>2</sup>
プール専用付属室	鉄筋コンクリート造1階建	78.00m <sup>2</sup>
合計 11棟 5,872.00m <sup>2</sup>		

- 2 売扱価格  
240,000,000円
- 3 売払いの相手方  
名 称 兵庫パルプ工業 株式会社  
代表者 代表取締役 井川 健三  
所在地 兵庫県丹波市山南町谷川858番地

議案第101号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名称	位置
丹波市氷上斎場	丹波市氷上町絹山1025番地1
丹波市柏原斎場 つつじ苑	丹波市柏原町下小倉2088番地20

2 指定管理者となる団体の名称等

名称 株式会社 五輪

代表者 代表取締役 宮本 岳司朗

所在地 富山県富山市奥田新町12番3号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第102号

丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例及び丹波市児童発達支援センタ一条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例及び丹波市児童発達支援センタ一条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例及び丹波市児童発達支援センタ一条例の一部を改正する条例

(丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例の一部改正)

第1条 丹波市立障害者地域活動支援センタ一条例（平成23年丹波市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改め、同条第2号中「地域活動支援センタ事業」を「事業」に改める。

(丹波市児童発達支援センタ一条例の一部改正)

第2条 丹波市児童発達支援センタ一条例（平成30年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「第5条第19項」を「第5条第20項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第103号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立障害者地域活動支援センター  
位 置 丹波市柏原町柏原1018番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 特定非営利活動法人 かたくり  
代表者 理事長 白井 学  
所在地 兵庫県丹波市柏原町柏原1018番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第104号

丹波市立地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立地方卸売市場条例の一部を改正する条例

丹波市立地方卸売市場条例（平成16年丹波市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第20条の2に次の1項を加える。

5 市長は、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 第4条に規定する取扱品目のうち市場において取り扱う指定飲食料品等（食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等をいう。以下同じ。）
- (2) 前項の規定により公表された指定飲食料品等に係る指標（食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標をいう。）
- (3) 食品等持続的供給法第36条第1項の規定により講じる措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第105号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立道の駅あおがき直販加工施設  
位 置 丹波市青垣町西芦田541番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 おいでな青垣  
代表者 代表取締役 大谷 吉春  
所在地 兵庫県丹波市青垣町西芦田541番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第106号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立とれとれ市農産物直売施設ひかみ四季菜館  
位 置 丹波市氷上町犬岡467番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波とれとれ市  
代表者 会長 長尾 啓二朗  
所在地 兵庫県丹波市氷上町犬岡467番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第107号

丹波市地域資源活用懇話会設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

丹波市地域資源活用懇話会設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市地域資源活用懇話会設置条例の一部を改正する条例

丹波市地域資源活用懇話会設置条例（平成24年丹波市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）市長の諮問に応じ、産業施策に関する重要事項を調査審議すること。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改め、同条第2項第1号中「農林漁業者」を「農林漁業関係者」に改め、同項中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「商工業者」を「商工業関係者」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）観光業関係者

第4条中「2年」を「2年以内」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第108号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立ウッディプラザ山の駅  
位 置 丹波市柏原町柏原1146番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 丹波市商工会  
代表者 会長 岡林 利幸  
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松140番地7

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第109号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立大杉ダム自然公園  
位 置 丹波市市島町徳尾2162番地2

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 前山地区自治振興会  
代表者 井上 利博  
所在地 兵庫県丹波市市島町上竹田180番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第110号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立今出川親水公園  
位 置 丹波市青垣町遠阪1625番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 農事組合法人 今出せせらぎ園  
代表者 代表理事 山中 大棋  
所在地 兵庫県丹波市青垣町遠阪1550番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第111号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立丹波悠遊の森  
位 置 丹波市柏原町大新屋1153番地2

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 株式会社 丹波悠遊の森協会  
代表者 代表取締役 山口 嘉幸  
所在地 兵庫県丹波市柏原町大新屋1114番地

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第112号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立石生第1公園  
位 置 丹波市氷上町石生1586番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 南町自治会  
代表者 松尾 一成  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生3番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第113号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立石生第2公園  
位 置 丹波市氷上町石生1444番地

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 領町区自治会  
代表者 池上 知尊  
所在地 兵庫県丹波市氷上町石生1296番地1

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第114号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立西中東公園  
位 置 丹波市氷上町西中68番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中東自治会  
代表者 廣岡 邦彦  
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中68番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第115号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立西中西公園  
位 置 丹波市氷上町西中378番地11

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中西自治会  
代表者 西田 康雄  
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中378番地10

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第116号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市立西中南公園  
位 置 丹波市氷上町西中454番地3

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中南区自治会  
代表者 上田 守  
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中457番地2

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第117号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市西中北東公園  
位 置 丹波市氷上町西中615番地58

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中北東自治会  
代表者 太田 芳徳  
所在地 兵庫県丹波市氷上町西中615番地59

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第118号

指定管理者の指定について

公の施設の管理に関し、次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議決を求める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

1 施設の名称等

名 称 丹波市西中北西公園  
位 置 丹波市氷上町成松70番地1

2 指定管理者となる団体の名称等

名 称 西中北西区自治会  
代表者 藤平 敏雄  
所在地 兵庫県丹波市氷上町成松70番地3

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第119号

丹波市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市都市公園条例の一部を改正する条例

丹波市都市公園条例（令和6年丹波市条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

丹波市立漢方の里総合運動公園	庭園
	薬草風呂
	農産物処理加工及び実習施設
	グラウンドゴルフ場
	テニスコート
	体育館

」

を

「

丹波市立漢方の里総合運動公園	庭園
	薬草風呂
	農産物処理加工及び実習施設
	グラウンドゴルフ場
	テニスコート
	体育館
	みんなの楽校
	多目的グラウンド

」

に改める。

別表第4 丹波市立漢方の里総合運動公園の表中

「

体育館	1時間当たり	全面を使用する場合	660円	1,320円	営利を目的として入場料を徴する場合
		半面以下を使	330円	660円	は、左欄に掲げる額

	用する場合		の10倍の額とする。
--	-------	--	------------

を

体育館	アリーナ 1時間当たり	全面を使用する場合	660円	1,320円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
		半面以下を使用する場合	330円	660円	
ミーティング ルーム	1時間当たり	冷暖房を使用する場合	470円	780円	
		冷暖房を使用しない場合	310円	620円	

に改め、同表に次のように加える。

みんなの楽校	ワークショップルーム 1 1時間当たり	冷暖房を使用する場合	310円	520円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
		冷暖房を使用しない場合	210円	410円	
ワークショップルーム 2 1時間当たり	冷暖房を使用する場合	310円	520円		
		冷暖房を使用しない場合	210円	410円	
ワークショップルーム 3 1時間当たり	冷暖房を使用する場合	310円	520円		
		冷暖房を使用しない場合	210円	410円	
多目的 グラウンド	1時間当たり		550円	1,100円	営利を目的として入場料を徴する場合は、左欄に掲げる額の10倍の額とする。
	夜間照明設備 30分当たり			1,650円	

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、別表第2及び別表第4中丹波市立漢方の里総合運動公園の多目的グラウンドに関する規定は規則で定める日から施行する。  
(準備行為)
- 第11条の規定による利用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第120号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」

を

「第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）

第3章の3 林野火災の予防（第29条の8）」

に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という）を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ）に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

（1）火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

（2）簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とす

る簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

- 2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。）」を加え、同条第7号を削る。

第29条の3第1項第5号中「前4号」を「前各号」に改める。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、地震ブレーカー」を加える。

第3章の2の次に次の1章を加える。

### 第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

- 2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

（6）の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、同条を第7条の3とする改正規定、第7条の次に1条を加える改正規定、第29条の7の改正規定及び第44条の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。

議案第121号

丹波市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年11月28日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市水道事業給水条例の一部を改正する条例

丹波市水道事業給水条例（平成16年丹波市条例第221号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の水道事業者（法第3条第5項に規定する水道事業者をいう。以下同じ。）又は他の水道事業者が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。